

## 産業保健分野における理学療法 ～現状と展望～

2017/7/30. 8/20. 9/17.  
職業性腰痛予防講師育成研修会資料

日本理学療法士協会 日本理学療法士学会  
産業理学療法部門 代表運営幹事 山崎 重人

### 産業保健分野を担うメンバー

#### 産業医

作業管理、作業環境管理、健康管理  
従業員50人以上で1人の選任

#### 衛生管理者

事業場の衛生全般管理  
従業員50人以上で1人の選任

#### 産業保健師

産業保健分野のコーディネーター  
生活習慣病予防、メンタルヘルスなど

#### 管理栄養士

#### 健康運動指導士

#### (産業保健) 理学療法士

#### ヘルスケアトレーナー ヘルスケアリーダー

## 産業保健分野

**産業保健分野とは**  
労働者の健康対策を行う領域

**目的**  
健康障害の予防  
健康の保持増進



**法律**  
**労働安全衛生法**

**産業保健専門職の役割**  
情報の提供 評価 助言などの支援

この産業保健分野へ理学療法士として関わる

### 海外における産業保健理学療法の形態

開業した  
理学療法士の事務所  
医師も含めた会社



企 業

雇 用

理学療法士

#### 業務内容

- ・労働災害の予防としての運動指導
- ・人間工学的な作業姿勢の評価
- ・高齢の勤労者への運動機能の改善指導

## 産業理学療法部門の紹介

### ◇ 2013年

・日本理学療法士協会内に日本理学療法士学会設立。12分科学会と5部門が新設  
(2015年に5部門が新設され現在10部門)

### ◇ 活動の方向性

多様化する労働者の健康確保、生産年齢人口減少、および高齢労働者の増加などへの対応が重要な課題！

理学療法士の知識と経験は諸問題の一役を担えるのではないかと考える

## 当部門の活動実績(2016年度まで)

- ①中災防主催の腰痛予防講習会実技講師派遣  
⇒ 協会内での人材育成の契機
- ②職業性腰痛予防講師育成研修会(STEP1)開催  
⇒ 2017年に実現(宮城、大阪、福岡)
- ③当部門内にワーキンググループ(WG)を発足  
⇒ 産業保健分野での理学療法士育成ラダーと資格要件作成に着手
- ④産業理学療法の普及・啓発セミナーを開催
- ⑤関係省庁や外部の協会への訪問実現  
⇒ 厚生労働省(労働基準局労働衛生課産業支援室)  
日本予防医学協会(本部)への訪問

## 産業理学療法の現状

### 人材育成について

#### 1)産業保健分野の人材が圧倒的に少ない

\* 産業保健分野の理学療法士育成ラダーは協会内には存在していない。講演依頼などへの対応は個人のキャリア任せ。

#### 2)産業保健分野に従事する理学療法士数も圧倒的に少ない。

## 産業理学療法の現状

### エビデンス構築について

#### 3)労働安全衛生管理の基本となる三管理を経験する機会が少ない。

\* 経験の機会を求めて、日本予防医学協会が育成している作業管理士の資格を取得している理学療法士もいるが…

資格取得＝活躍には繋がらず

## 産業理学療法の現状

### ■ エビデンス構築について

4) 産業保健分野での理学療法士介入成果の蓄積が  
圧倒的に少ない。

\* 全国の労災病院の勤労者予防医療センター  
(両立支援センター)に勤務する理学療法士が  
実施する調査研究が、産業保健分野での介入  
成果の主となっている現状

## 産業理学療法の現状

### ■ 広報・教育について

5) 組織的な広報活動体制が脆弱である。

- \* 協会内での広報活動体制は構築されていない。
- \* 協会内での人材育成が出来ていない現状では  
広報活動体制が未確立であることも必然

6) 関係省庁、他学会との連携が無い。

7) 卒前・卒後教育が無いに等しい。

## わが国における『産業保健理学療法士』誕生に向けて

### I. 人材育成

#### ■-1 日本理学療法士協会 職能課と部門と協議

- ★ 部門発での『産業保健分野での理学療法士』  
育成ラダー案作成中(WG発足)

#### ■-2 産業保健領域における腰痛予防講師育成 研修会(STEP2)

### 産業保健分野での理学療法士に必要な資格(案)

= 作業管理士 + 衛生管理士 + …

## 各資格の紹介

産業保健分野へ参入する際に 必要と考えている資格

資格を有することで法律の裏付けをもって活動できる  
意義がある

#### ■ 作業管理士制度・認定制。

- \* 安全性・生産性の向上と労働者の健康増進の両立を  
目指した健全な企業の実現を企図し、誰もが働きやすい職場作りのために作業管理の考え方に基づいた職場  
改善を実践できる人材を認定し、継続的にスキルアップ  
できる環境を提供する制度。

## 各資格の紹介

産業保健分野へ参入する際に 必要と考えている資格

資格を有することで法律の裏付けをもって活動できる意義がある

### ■衛生管理者・国家資格。

- \* 労働安全衛生法において定められている労働環境の衛生的改善と疾病の予防処置などを担当。
- 事業場の衛生全般を管理する。一定規模の事業場においては選任が義務付けられている。

わが国における『産業保健理学療法士』誕生に向けて

## II.エビデンス構築

- 産業保健領域での研究/介入による成果発表
- 作業管理現場への介入  
組織をあげてのモデル的な介入

## III.広報・教育

- ◇SNS利用のツール開発/展開
- ◇各種関係団体との連携を深める  
日本産業衛生学会、日本予防医学協会など
- ◇卒後教育体制の整備
- ◇国家試験問題への関連領域からの出題

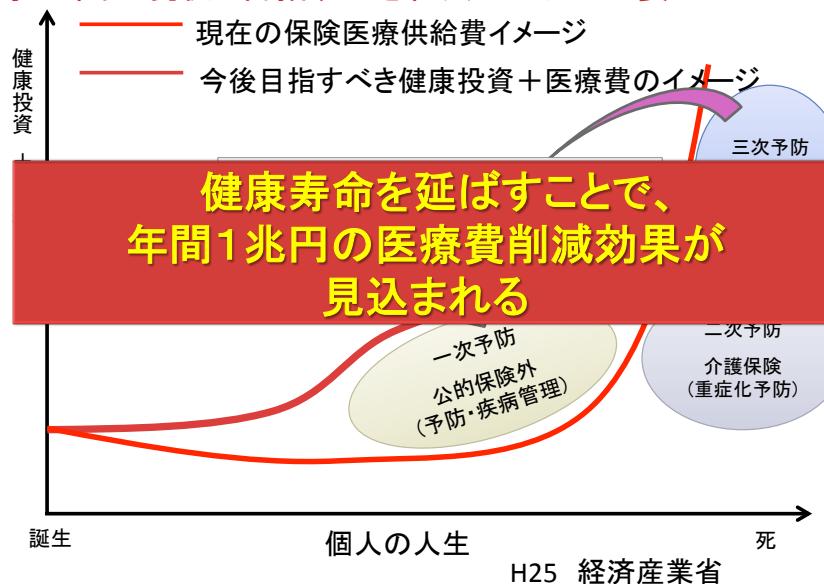
わが国における『産業保健理学療法士』誕生に向けて

## 産業保健でのキーワード

⇒「両立支援」・「健康経営」  
ともに 機能評価を強みとする  
理学療法士が活躍できうる職域

- \* 協会との協力のもとフィールドを増やして  
いただきたい  
(2016年 厚生労働省訪問から)

## 我が国の現状と目指すべき社会システムの姿



## わが国における『産業保健理学療法士』誕生に向けて

### 日本予防医学協会への訪問より

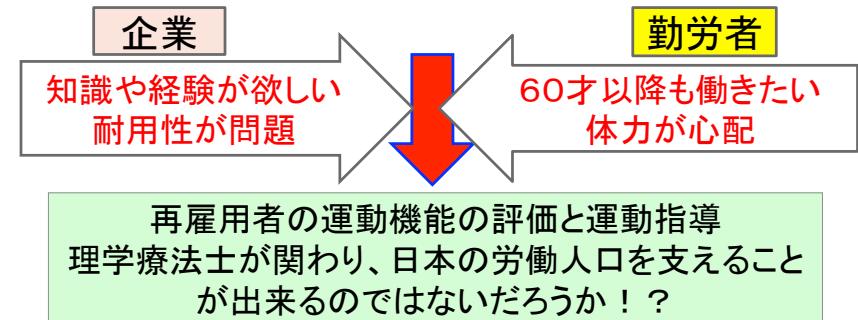
- \* 他職種とフィールドが重複しており 現状のままで良しとするならば‥ 10年後淘汰される職種
- \* 消極的介入(3次予防領域)⇒積極的介入(1次予防領域)への意識変革が必要！！

### 今後可能性のあるアプローチ

#### 改正高年齢者雇用安定法第9条(継続雇用制度)制定

平成18年4月1日から再雇用をうながしている。年金支給が65才！

この制度は、事業主に定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の制度導入を義務付けており、企業は、勤労者が65歳までの雇用を望み、能力に問題がなければ雇用を継続する義務がある。



### 産業保健分野を担うメンバー

#### 産業医

作業管理、作業環境管理、健康管理  
従業員50人以上で1人の選任

#### 衛生管理者

事業場の衛生全般管理  
従業員50人以上で1人の選任

#### 産業保健師

産業保健分野のコーディネーター  
生活習慣病の予防、メンタルヘルスなど

#### 管理栄養士

#### 健康運動指導士

#### (産業保健) 理学療法士

ヘルスケアトレーナー  
ヘルスケアリーダー

ご清聴を感謝します

『自分たちは何を世に送り出すのか』

『何をすることで社会に貢献していくのか』

この自覚を共有し 産業保健分野における理学療法の認知・定着へと  
頑張る決意です。